

技 第 2 3 5 号  
令和 2 年 8 月 3 1 日

隠岐支庁各関係局長  
農林水産部各関係課長  
農林水産部各地方機関の長  
土木部各関係課長  
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部  
改定について（通知）

このことについて、令和元年7月9日付け技第173号「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について（通知）」及び令和元年8月8日付け技第213号「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行についての一部訂正について（通知）」により取り組みを進めているところですが、下記のとおり一部改定することとしましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

## 記

### 1 改定内容

- (1) 「日最高気温が30度以上の日」と定義している真夏日について、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事においては、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応する旨を規定。
- (2) 具体的な積算方法等について、令和2年8月28日付け技第226号「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について」によるものとする旨を改定。

### 2 その他

本通知は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01－03－396【設計積算基準関連通知】「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正」

問い合わせ先

土木部技術管理課

農林設計基準グループ 安部／藤岡

無線：8-300-2-5942

e-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

令和2年8月31日付技第235号「森林整備所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行の一部改定について（通知）」

新旧対照表

訂 正 前	訂 正 後
<p>1 対象工事等 [略]</p> <p>2 適用 [略]</p> <p>3 用語の定義                      (1) 真夏日                      日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>4 実施方法 [略]</p> <p>5 設計変更 [略]</p> <p>6 気温の計測方法等 [略]</p> <p>7 積算方法等 [略]</p> <p>8 既契約工事における変更 [略]</p> <p>9 その他 [略]</p> <p>10 補足事項                      具体的な積算方法については、「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法について(通知)」(令和元年6月28日付技第160号)による。</p>	<p>1 対象工事等 [略]</p> <p>2 適用 [略]</p> <p>3 用語の定義                      (1) 真夏日                      日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。                      なお、令和2年5月1日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事については、当面の間、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応する。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>4 実施方法 [略]</p> <p>5 設計変更 [略]</p> <p>6 気温の計測方法等 [略]</p> <p>7 積算方法等 [略]</p> <p>8 既契約工事における変更 [略]</p> <p>9 その他 [略]</p> <p>10 補足事項                      具体的な積算方法等については、「熱中症対策に係る現場管理費補正の積算方法の一部改定について(通知)」(令和2年8月28日付技第226号)による。</p>